

## 業務仕様書

### 1 業務名

地域の魅力と観光情報番組の発信業務

### 2 業務目的

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、移動の制限や自粛を余儀なくされていたが、第2波を警戒しながら段階的に制限が緩和されてきており、今後、GoToトラベルキャンペーンによる観光需要が高まることが想定されることから、マスメディアを活用したテレビ番組等を制作し、発信することにより、全国及び海外に向けて新居浜市（以下「本市」という。）の知名度の向上と観光振興を図る。

### 3 業務概要

本市の観光情報等に関するPR番組及び映像コンテンツを制作し、地上波、衛星放送、Web等様々なメディアを活用した情報発信を実施する。

### 4 契約期間

契約締結日から令和3年3月31日（水）まで

### 5 業務内容

- (1) 本市の観光情報、グルメ情報等に関するPR番組及び映像コンテンツを制作すること。
- (2) 制作した番組を地上波、衛星放送、Web等の各種メディアを活用して国内外に発信すること。
- (3) 放送を行うメディア（テレビ放送・インターネット放送など）の種類・時期・回数・時間については、本市への観光誘致において効果的に訴求できるものとする。なお、テレビ放送枠の確保など、放送に関して必要な手続は、受託者が行うこと。
- (4) 制作した番組等の発信方法としては、愛媛県内での地上波放送及び愛媛県外エリアでの地上波放送の実施を必須とするが、可能な限り様々なメディアによる情報発信を行うこと。
- (5) 制作した番組等については、放送終了後も本市が活用できるよう権利関係等を整理すること。
- (6) 海外向け配信に当たっては、放送国・地域に合わせたローカライズを行うこと。
- (7) 番組出演者については、「新居浜ふるさと観光大使」など、本市ゆかりの著名人の登用に努めること。
- (8) 本市のPR及び番組告知CMを制作し、放送すること。

### 6 成果品

(1) 提出する成果品

次の書類について、紙媒体及び電子データにて提出すること。

- ア 業務完了報告書（任意様式）
- イ 制作したPR番組及び映像コンテンツデータ
- ウ 経費明細書

(2) 提出先

新居浜市経済部運輸観光課

7 成果品の帰属等

本業務における成果については、全て本市に帰属するものであり、本市の承認を得ずに複製したり、他に公表したりしてはならない。また、履行に当たり、第三者の著作権等に抵触するものについては、受託事業者の責任において処理するものとする。

8 留意事項

この仕様書は、本市が想定する最低限の業務の概要を示すもので、受託事業者の提案内容を制限するものではない。

9 その他

- (1) 本業務の推進に当たっては、実施内容を事前に協議するなど本市との緊密な連携のもと、迅速かつ効率的・効果的な遂行を心掛けること。
- (2) 受託事業者は、本業務に関する資料を収集し、十分な調査をすること。
- (3) 本市は、業務に必要な資料については、受託事業者に提供する。
- (4) 本仕様書に明記されていない事項、又は業務遂行に際して疑義が生じた場合は、本市と協議の上、その指示に従うこと。